

## 医事法制における自己注射に係る取扱いについて

### 1 医行為について

- 医師法第17条は、「医師でなければ、医業をなしてはならない」と規定している。

「医業」とは、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（「医行為」）を、反復継続する意思をもって行うことと解されている。

- したがって、医師の業務独占とされている医行為については、看護師などの一定の範囲で医師の業務独占を解除された有資格者が行う場合を除き、医師以外の者がこれを行うことは原則として認められない。

(注1) 医師法(昭和23年法律第201号)抄

第十七条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

第三十一条 次の各条のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第17条の規定に違反した者
- 二 (略)
- 2 (略)

(注2) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)抄

第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第三十一条 看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

- 2 (略)

第三十七条 保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他の医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がヘその緒を切り、浣腸を施しその他の助産師の業務に当然に付隨する

行為をする場合は、この限りでない。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役  
若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十九条から第三十二条までの規定に違反した者

二 (略)

2 (略)

## 2 自己注射に係る取扱いについて

- 自己注射を患者自身が行う場合については、形式的には医師法第17条違反の構成要件に該当するが、たとえ、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし又は危害を及ぼすおそれのある行為であるとしても、患者自らがこれを行うものであるため、公衆衛生上の危害を防止することを目的とする医師法の趣旨に照らし、違法性が阻却されると考えられる。
- また、自己注射を家族が行う場合については、形式的には医師法第17条違反の構成要件に該当するが、患者と特別の関係にある家族が行う場合には、
  - ① 目的が正当であること（患者の治療目的のために行うものであること）、
  - ② 用いる手段が相当であること（医師が継続的な注射を必要と判断する患者に対し、十分な患者教育及び家族教育を行った上で、適切な指導及び管理の下に行われるものであること）、
  - ③ その行為によって引き起こされる法益侵害よりも得られる利益が大きいこと（相当な手段により注射が行われた場合の法益侵害（危険の発生）と、患者が注射のために医療機関に通院しなければならない負担の解消とを比較衡量）、
  - ④ 法益侵害の相対的軽微性（侵襲性が比較的低い行為であること、行為者は、患者との関係において、「家族」という特別な関係（自然的、所与的、原則として解消されない）にある者に限られていること）、
  - ⑤ 必要性・緊急性（医師が、自己注射を必要とすることを判断していること、患者が注射のため医療機関に通院する負担を軽減する必要があると認められること）、
- を満たしていれば、違法性が阻却されると考えられる。
- したがって、以上のように違法性が阻却される場合には、

患者やその家族が医師の適切な指導管理の下に在宅自己注射を行うことは、医師法に違反しないものと解されている。

(注1)「インシュリンの自己注射について」(昭和56年5月21日医事第38号)

[照会] 医師が継続的なインシュリン注射を必要と判断する糖尿病患者に対し、十分な患者教育および家族教育を行った上で、適切な指導及び管理のもとに患者自身(又は家族)に指示して、インシュリンの自己注射をしても医師法第17条違反とならないと考えるがどうか。

[回答] 昭和56年4月25日付け国小児発第174号をもって照会のあった標記については、貴見のとおりである。

(注2)「ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者の在宅療養の支援について」  
(平成15年7月17日医政発第0717001号) 抄

在宅ALS患者の療養環境の向上を図るための措置を講じていくことは重要であり、また、たんの吸引については、その危険性を考慮すれば、医師又は看護職員が行うことが原則であるが、ALS患者の在宅療養の現状にかんがみれば、在宅ALS患者に対する家族以外の者によるたんの吸引の実施について、下記の条件(※)の下では、当面のやむを得ない措置として許容されるものと考える。

※ 適切な医学的管理、たんの吸引を実施する者に対する適切な教育等

# 家族が行う医療行為について

## 1. 関係通知について

家族が行う医療行為に関する通知では、インシュリンの自己注射について、以下の通りの解釈を示している。

別紙二	<p>○ インシュリンの自己注射について 昭和五十六年五月二十一日 医事第三十八号 各都道府県衛生主管部（局）長あて 厚生省医務局医事課長通知</p> <p>昭和五十六年四月二十五日 国小兒発第一七四号</p> <p>厚生省医務局医事課長あて 国立小兒病院長照会</p> <p>糖尿病患者のうちには、毎日インシュリンの注射をしつづけなければならない者がおり、注射をしていれば、通常の社会生活ができるが、注射を中断すれば生命に係る大きな危険があります。しかし、その為に毎日医療機関に通院しなければならないことは、患者にとって大きな支障となつております。</p> <p>そこで、インシュリンの自己注射が考案され、欧米諸国では常識化されており、我が国でも普及しています。しかし、担当する医師の中にはインシュリン自己注射が医師法第十七条違反にならないかどうかに不安をもつ者もあるので、左記について医務局の見解を伺います。</p> <p>医師が継続的なインシュリン注射を必要と判断する糖尿病患者に対し、十分な患者教育および家族教育を行った上で、適切な指導及び管理のもとに患者自身（又は家族）に指示して、インシュリンの自己注射をしても医師法第十七条違反にならないと考えるがどうか。</p>
-----	--

## 2. この通知の考え方

### (1) 「インシュリンの自己注射」という行為に対する評価

インシュリン注射は、医行為に該当し、これを反復継続すれば医師法違反となること

### (2) 違法とされない考え方

#### ① 目的の正当性

○ 患者の治療目的のために行うものであること

#### ② 手段の相当性

○ 医師が、継続的なインシュリン注射を必要と判断する糖尿病患者に対し、十分な患者教育及び家族教育を行った上で、適切な指導及び管理の下に行われるものであること

#### ③ 法益衡量

○ 相当な手段により行われた法益侵害と、患者が注射のために毎日医療機関に通院しなければならない負担の解消とを比較衡量

#### ④ 法益侵害の相対的軽微性

○ 侵襲性が比較的低い行為であること

○ 行為者は、患者との間において「家族」という特別な関係（自然的、所与的、原則として解消されない）にある者に限られていること（公衆衛生の向上・増進を目的とする医師法の目的に照らして、法益侵害は相対的に軽微であること）

#### ⑤ 必要性・緊急性

○ 医師が、インシュリン注射を必要とすることを判断していること

○ 患者が注射のために毎日医療機関に通院しなければならない負担を軽減する必要性が認められること

<sup>1</sup> 「家族と医療 その法学的考察」 岩田一・石川稔編、弘文堂、1995